

富士学会発表要旨集

Proceeding of the General Meeting of the Japan Society of Fujiology

富士学会 2024 年春季学術大会

6 月 30 日（日）

会場：富士市文化会館ロゼシアター



富士学会
2024

目 次

2024 年春季学術大会プログラム

1. 基調講演

「富士山」世界文化遺産登録の原点再考	堀 信行・・・・・・・・・・	2
--------------------	----------------	---

2. 研究報告

富士山巡礼路調査の御案内 ～静岡県富士山世界遺産センターの研究活動～	大高康正・・・・・・・・・・	7
大宮における浅間大社の造営について	渡井英誉・・・・・・・・・・	8
部活動地域移行と静岡県の地域スポーツ	加藤幸真・・・・・・・・・・	12

富士学会 2024 年春季学術大会プログラム

日 時：2024 年 6 月 30 日（日）

13 時 00 分 開 会

16 時 00 分 閉 会

会 場：富士市文化会館ロゼシアター

（リモート併用）

司会 渡井英誉（富士学会事務局）

13:00～13:05 開会挨拶

渡邊定元（富士学会会長）

【基調講演】

13:05～14:00

『「富士山」世界文化遺産登録の原点再考』

堀 信行（富士学会理事長）

【研究報告】

座長 渡井英誉

14:00～14:30

(1) 『富士山巡礼路調査の御案内

～静岡県富士山世界遺産センターの研究活動～』

大高康正（静岡県富士山世界遺産センター）

14:30～14:45

— 休憩 —

14:45～15:15

(2) 『大宮における浅間大社の造営について』

渡井英誉（静岡市役所）

15:15～15:45

(3) 『部活動地域移行と静岡県の地域スポーツ』

加藤幸真（日本大学スポーツ科学部）

15:45～15:50 閉会挨拶

増澤武弘（富士学会副理事長）

基 調 講 演

「富士山」世界文化遺産登録の原点再考

堀 信行（富士学会理事長）

「富士山」世界文化遺産登録の原点再考

“Fujisan” Reconsider the Origin of its Registration as a World Cultural Heritage Site

堀 信行

Nobuyuki HORI

1. はじめに

国連教育科学文化機関（UNESCO）は 2013（平成 25）年 6 月 26 日、カンボジアの首都プノンペンで開催された第 37 回世界遺産委員会（The World Heritage Committee）で、日本政府が推薦した「富士山」（山梨、静岡両県）を世界文化遺産に登録した。その正式名称は「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」である。今年は、登録から丁度 10 周年となる。この機会に富士山が世界文化遺産として登録された原点に立ち返って、その意義を再考したい。

2. 日本政府が世界文化遺産として「富士山」を推薦した内容

2012（平成 14）年 1 月 26 日に日本政府は、ユネスコ世界遺産センターに下記のような推薦書を提出した。

「富士山は標高 3,776 m の極めて秀麗な山容を持つ円錐成層火山で、南面の裾野は駿河湾の海浜にまで及び、山体の海面からの実質的な高さは世界的にも有数である。古くから噴火を繰り返したことから、霊山として多くの人々に畏敬され、日本を代表し象徴する「名山」として親しまれてきた。

山を遥拝する山麓に社殿が建てられ、後に富士山本宮浅間大社や北口本宮富士浅間神社が成立した。平安時代から中世にかけては、修験の道場として繁栄したが、近世には江戸とその近郊に富士講が組織され、多くの民衆が富士参拝を目的として大規模な登拝活動を展開した。このような日本独特の山岳民衆信仰に基づく登山の様式は現在でも命脈を保っており、特に夏季を中心として訪れる多くの登山客とともに富士登山の特徴をなしている。

また、『一遍聖絵』をはじめ、葛飾北斎による『富嶽三十六景』など多くの絵画作品に描かれたほか、『万葉集』や『古今和歌集』などにも富士山を詠った多くの和歌が残されています。このように、富士山は一国の文化の基層を成す「名山」として世界的に著名であり、日本高峰を誇る秀麗な成層火山であるのみならず、信仰と芸術・文学の諸活動に関連する文化的景観として、顕著な普遍的価値をもつ可能性は高いと考えられる。

3. 世界文化遺産として何が認められたか

世界遺産委員会は、審査の結果、評価基準（iii / 現

存しているか、消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する証拠として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。）と（vi / 顕著な普遍的意義を持つ出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接的または実質的な関連性を持つ）のもとに世界遺産一覧に記載した。その際の顕著な普遍的価値の内容は、それぞれ以下の通りである。

（iii）：独立成層火山としての荘厳な富士山の形姿は、間欠的に繰り返す火山活動により形成されたものであり、古代から今日に至るまで山岳信仰の伝統を鼓舞し続けてきた。頂上への登拝と山麓の霊地への巡礼を通じて巡礼者はそこを居処とする神仏の霊能を我が身に吹き込むことを願った。これらの宗教的関連性は、その完全な形姿としての展望を描いた無数の芸術作品を生み出すきっかけとなった富士山への深い憧憬、その美しさへの感謝、自然環境との共生を重視する伝統と結び付いた。一群の構成資産は、富士山とそのほとんど完全な形姿への崇敬を基軸とする生きた文化的伝統の類い稀なる証拠である。

（vi）：湖沼及び海から立ち上がる独立成層火山としての富士山の図像は、古来、詩・散文その他の芸術作品にとって、創造的感性の源泉であり続けた。とりわけ 19 世紀初期の葛飾北斎及び歌川広重により浮世絵に描かれた富士山の図像は、西洋の芸術の発展に顕著な影響をもたらし、今なお高く評価されている富士山の荘厳な形姿を世界中に知らしめた。

4. 日本の推薦書と ICOMOS の勧告と相違点

本中眞（2014）も指摘するように、もっとも大きな違いは、評価基準（iv / 歴史上の重要な段階を表す建築物、その集合体、科学技術の集合体、または景観を代表する顕著な見本である。）の適用が認められなかったことである。日本は、山麓から山頂に至る登山道とその沿道に山小屋、霊地が整備され、それらが数多くの曼荼羅、参詣図等の図像に描かれることによって山岳登拝の景観の見本として定着し、名山としての景観の典型を生んだとの観点から、評価基準（iv）の正当性を証明しようとした。

もう一つは、「文化的景観」として推薦しなかった日本に対して、ICOMOS は「文化的景観」として認めたこ

とである。1992（平成4）年に世界遺産条約の文化遺産の分野に新たに導入されたのが文化的景観である。国外の専門家のあいだでは、富士山こそ文化的景観の第三領域（associative landscape／強力な宗教的・芸術的・文化的関連性をもつ景観）の典型的な事例と見られていた。

引用文献：本中眞（2014）「『富士山—信仰の対象と芸術の源泉—』の世界文化遺産への推薦・記載の経過—価値評価の視点の変遷および今後の課題について。『月刊文化財』No.604, pp.6-15。
筆者は、文化的景観を意図して下記の論考で図1を提示した。

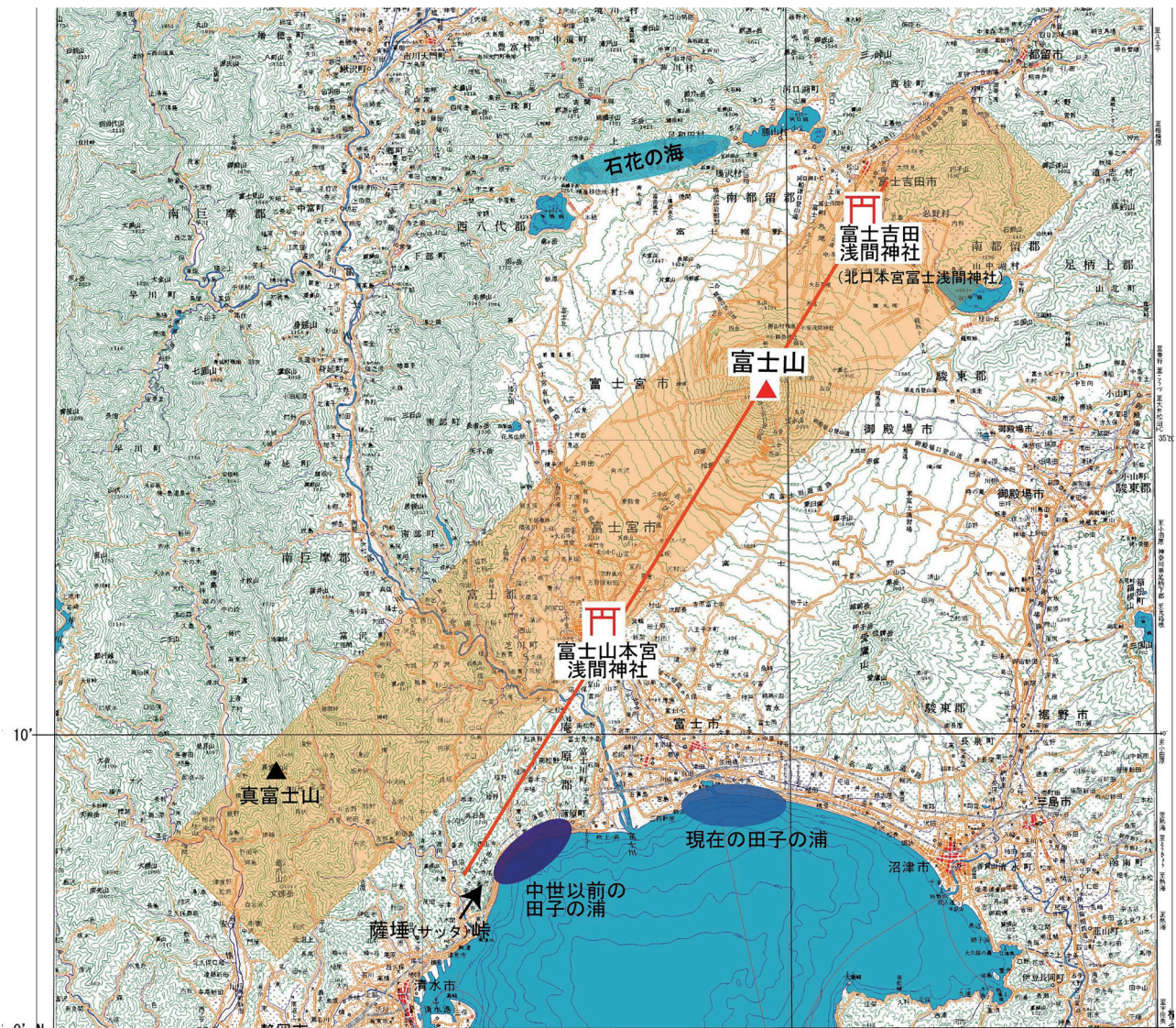


図1 田子の浦および「真富士」をめぐる景観の中軸線

図中のA地点から南西—北東方向に伸びる赤線Aは、山部赤人が「富士の山」の歌を詠んだ「田子の浦」あたりから眺めた赤人の視線の方向を示す。なお、このA線は「富士参詣曼荼羅図」に描かれた景観の中軸線と一致する。B地点から帯状に伸びる南西—北東の帯線は、真富士山と富士山の山頂を通る景観の中軸線を示す。このAとBの両線は、富士山の山頂を通る鬼門と裏鬼門（人門）の関係にあることを注目したい。＜出典：堀 信行（2021）山部赤人の「富士の山」の歌にみる空間構成とその象徴性—「真富士」考一。『富士学研究』Vol. 16, No. 2, pp. 19-28. ＞

世界文化遺産であることは、自然の富士山も、人間側との関係において存在していることを前提としている。であればこそ、人間側の観光圧で霊山として唯一無二の存在である富士山が、火山地形として、噴火や侵食によって地形変化は免れないとしても、現在の人間による人為的な改変や侵食で、地形変化を加速することは許されないし、極力避けねばならない。人為とのバランスは悩ましい問題であるが、我々の努力を止める訳にはいかない。

堀信行：東京都立大学名誉教授

研究発表要旨

富士山巡礼路調査の御案内～静岡県富士山世界遺産センターの研究活動

静岡県富士山世界遺産センター
大高康正

I 調査の目的

- ・2013 年6月富士山の世界文化遺産登録の際、ユネスコ世界遺産委員会から現在は使われなくなってしまった山中・山麓の登山道・巡礼路の位置・経路の全体を特定し、来訪者がかつての巡礼路の経路を通じて構成資産間の関係性・つながりを認識・理解できるよう、情報提供戦略等へと反映させるよう勧告がなされている。
- ・ユネスコへ継続的に提出する保全状況報告書に巡礼路の項目を設け、現在までの研究の進展状況について随時報告している。

II 富士山巡礼路調査委員会の設置

- ・ユネスコ世界遺産委員会における決議を踏まえ、巡礼路の特定に向けた調査を円滑に行うため、各分野（歴史考古学、歴史学、民俗学、美術史（彫刻））の研究者を委員に招き、富士山巡礼路調査委員会を設けて調査を実施している。

III 現在まで実施した調査

(1) 須走口登山道

- ・静岡県富士山世界遺産センター・小山町教育委員会との共同調査により、平成27年度から30年度まで4年間調査を実施した。
- ・平成30年11月に須走口登山道の報告書『富士山巡礼路調査 須走口登山道』を刊行。現在、センターのミュージアムショップで販売中（1400円）。
- ・平成30年12月15日から静岡県富士山世界遺産センターの企画展として「富士山と須走口～須走口登山道調査速報展」を開催した。

(2) 大宮・村山口登山道

- ・静岡県富士山世界遺産センター・富士市文化振興課・富士宮市教育委員会との共同調査により、平成29年度から令和2年度まで4年間調査を実施した。
- ・令和3年3月に大宮・村山口登山道の報告書『富士山巡礼路調査 大宮・村山口登山道』を刊行。現在、センターのミュージアムショップで販売中（1500円）。
- ・令和3年7月10日から静岡県富士山世界遺産センターの企画展として、富士宮市教育委員会との共催で「富士山表口の歴史と信仰―浅間大社と興法寺」展を開催。企画展図録も刊行した（1100円、但し現在在庫切れ）。

IV 現在調査中の調査

(3) 須山口登山道・御殿場口登山道

- ・裾野市教育委員会、御殿場市教育委員会との共同調査により、令和3年度から6年度まで4年間調査を実施している。本年度は4年目の最終年度ということになり、これまでと同じく年度末に調査報告書を刊行する予定（価格未定）。
- ・須山口登山道は須山浅間神社を起点に、御殿場口登山道は元田中八幡宮付近と新橋浅間神社付近を起点に、富士山頂を終点とする経路の登山道。
- ・須山御胎内～幕岩間と二合八勺～山頂間は、富士山世界文化遺産の構成資産の範囲であるが、その他多くの区間に未調査の部分がある。

大宮における浅間大社の造営について

渡 井 英 誉*

Building of Sengen Shrine in Omiya

Hideyo WATAI*

1. はじめに

10 回に及ぶこれまでの浅間大社に対する発掘調査では、数多くの遺物の出土数が知られる。境内地での社殿の変遷に直接関わることと、江戸時代に比較的大掛かりな造成が実施され現状の神社景観が形成されたことによるものと考えられる。社殿を溝状に取り囲んだ調査区を設定して実施された第VI次などでは境内における土地利用の様子を段階的に捉えられる資料の提示をみることができている（第1図）。

浅間大社での発掘調査成果により、原始・古代の遺跡としての変遷を辿るとともに、現在の境内地が体系的な宗教領域として成立した段階について検討してみたいと思う。

2. 遺跡の変遷

浅間大社は、万野溶岩流が露呈して形成した丘陵裾部を帯状に展開する微高地に広がる。微高地は、潤井川右岸域に広がる扇状地内の堆積物により形成され、遺跡の基盤を砂層としている。遺跡の東側は神田川により画され、北東隅が湧水地『湧玉池』のとなる。

遺跡として確認されている時代は、古墳時代前期、古墳時代後期、平安時代中葉となっている。

（1）遺跡の登場

浅間大社拝殿西側の祭器庫周囲で竪穴住居が発見されている。湧玉池（湧水地）の西側の帯状の微高地に古墳時代前期後半の集落の造営が想定される。その南側には広く沖積地が広がっていたことになる。古墳時代前期後半段階は、星山丘陵にある月ノ輪平遺跡などの拠点的な集落遺跡に対して継続性に弱い集落がその周辺に点在するようになる。4世紀中葉のことと

考えられる。

5世紀後半から神田川を挟んで隣接する大宮城跡で集落が登場する。浅間大社では、5世紀中葉と6世紀の土器が出土しており、湧玉池周辺で断続的に古墳時代中後期の集落が営まれるようになる。ただし、7世紀へと続くことはく、奈良時代、そして9世紀の平安時代前葉まで遺跡の空白期となる。

（2）平安時代の遺跡

富士山西南麓における平安時代の遺跡は、大規模な集落となるものは認められない。富士川の河口域を含めても、小規模な集落が点在するようになる。富士市域に占有していた奈良時代の郡家を中心とした拠点的な展開を示した集落は不明瞭となり、地域的な制約が曖昧となり分村化が進行する（渡井 2017）。浅間大社の周辺においては、10世紀前半の村山浅間神社遺跡、泉遺跡や牛ヶ沢遺跡で当該期の竪穴住居が見つかっている。

3. 浅間大社の調査

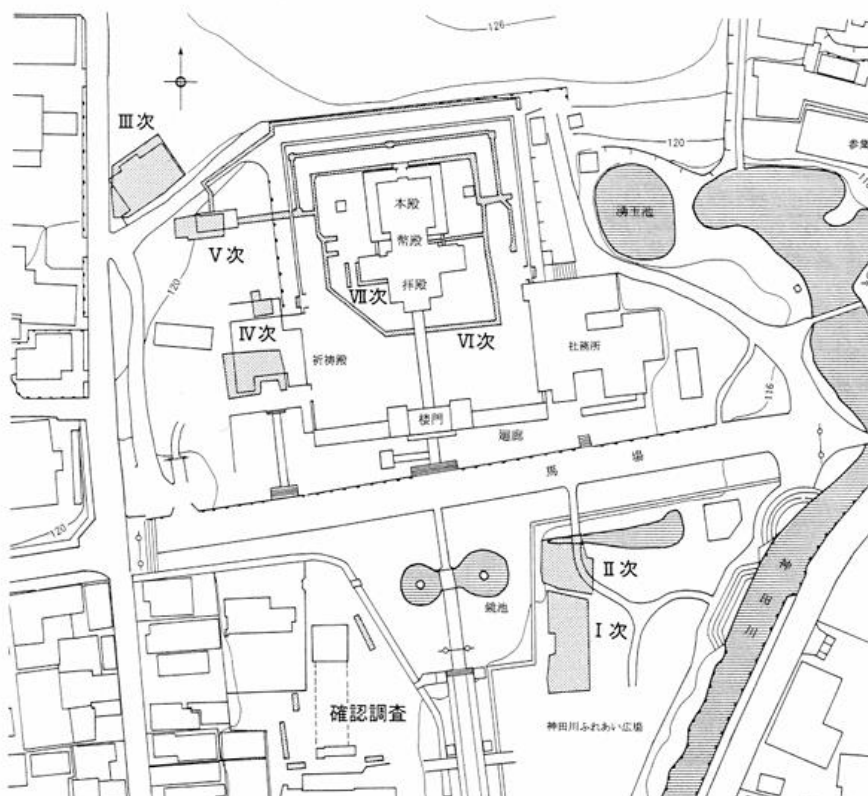
10世紀における遺跡の広がりの中で、浅間大社や大宮城跡でも出土品が確認されている。ここでは、関連する主な事例を紹介してみる。

（1）拝殿隣接地

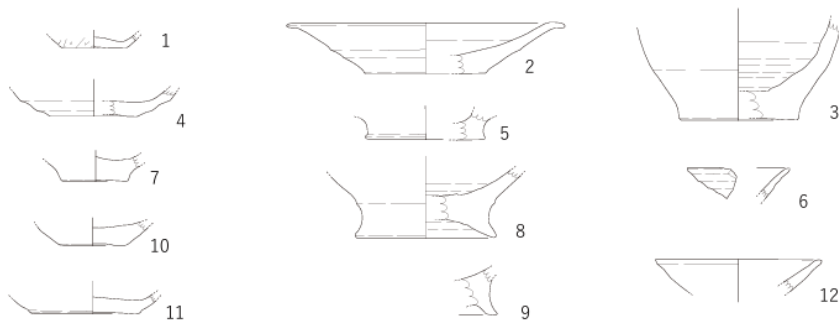
2024年の浅間大社の拝殿に隣接する場所の発掘調査で出土した遺物の一部を第2図として掲載してみた。破片資料が多く全体の型式の分かるものは少ないが、調査は、現在の社殿の脇を対象としており、直接神社造営に関わることが指摘できる場所であり、その出土品は、極めて重要であると考えられる。

*静岡市役所

Shizuoka City office



第1図 浅間大社発掘調査区



第2図 拝殿隣接地出土土器

特に、社殿東側の調査区は、その北東側にかつての禊場となっていた湧玉池が広がり、神社の中枢域に当たっている。

1は、甲斐型坏で底部の破片資料となる。外面にナナメのヘラケズリが見られるが、内面の放射状の暗文は消失しており、新出の型式となっている。2は、全体の器形の分かる皿で、口縁端部を大きく外反させている。また、平底の底部から明瞭に屈折させて体部へ立ち上がらせるものとなる。同様の形式的な特徴は、3に壺の底部と思われる破片資料にも見られ、明らかな平底を形成する。対して坏の底部である4は、平底の底部から内湾しながら大きく外側に開く型式でロクロ目も明瞭に残す。

8と9は、高台の付く事例となる。台部がまだ低く

「足高高台」と呼ぶものには相対しない。底部を比較的厚く造作し、高台は、その端部を尖らせ大きく外反させる。11は、幅広の底部から体部へ移行する型式が想定される底部破片となる。12は口縁端部を面取りする皿の口縁部破片で、小型でやや内湾気味の小型から高台が付される可能性があるものである。

(2) 浅間大社第IV次調査

浅間大社の社殿を取り囲む消火施設埋設に伴う発掘調査が実施されている。幅の狭い溝状の調査区に依るが、拝殿の東側もその対象となっている。一括性には乏しいが平安時代の土師器全て土師器坏・皿の破片資料である。5や10などはカワラケと呼ぶ中世のものである。9・10は、底部から一旦外傾してから内湾状する体部を形成する。9には「東カ」の黒書を施す。4は甲斐型坏の底部破片となる。

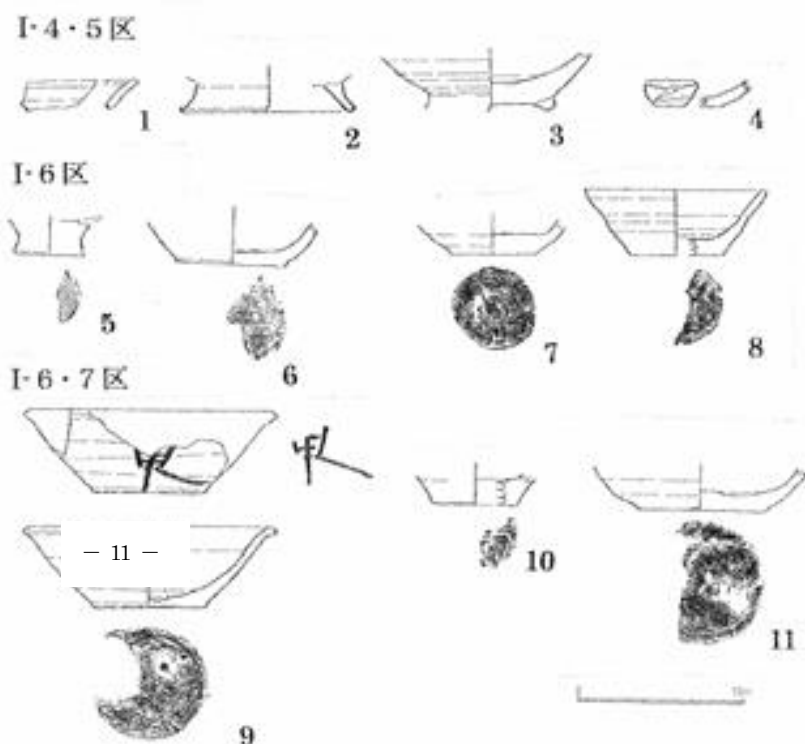
(3) 浅間大社第IV次調査

鎌倉時代の掘立柱建物が発見されている調査において10世紀前半の土師器坏の出土が知られる。調査区の東側での発見で甲斐型模倣坏と呼ばれるものである。

以上、主だった事例の一部を紹介してみたが、浅間大社では、底部無調整の土師器坏と皿、甲斐型坏、甲斐型模倣坏が一定量出土しているとともに、10世紀前半の型式組成が成立していることが指摘される。

4. 10世紀の遺跡分布

本稿で資料検討を進めている土器群は、10世紀代の平安時代中葉に関わるものとなるが、浅間大社のある富士地域における段階的な変遷を追える資料との対照でも指摘されるものとなっている。10世紀を迎えると富士郡家の求心性は、弱まり周辺に広く拡散するようになることは既に述べたが、その尖兵となるの



第3図 浅間大社第Ⅳ次調査出土土器

が9世紀にその登場が窺える富士川河口付近に造営された破魔射場遺跡などとなる。破魔射場遺跡の場合は、以降11世紀後半まで継続することが知られている。

富士山西南麓においてもその動向に連動して、浅間大社は元より、大宮城跡、牛ヶ沢遺跡、村山浅間神社遺跡、泉遺跡など登場を見ることができる。10世紀前半の地域開発の様子が窺えるものであるが、その中で村山浅間神社やこの浅間大社の事例は、信仰に関わるものと理解される。村山浅間神社における平安時代の遺跡は、広い神社裏山において堅穴建物1棟となる特異な状況を示していた。

5. 浅間大社の造営

浅間大社での出土土器を見ると、その登場は、10世紀前半を遡りそうもないことが指摘される。富士山信仰に関わる祭祀は、「布自」の墨書土器に象徴されるように現在の富士市域に求められる富士郡衙において郡司が主宰していたものと考えられる(植松 2022)。それが10世紀となると大宮の地に移動し、現在地において祭祀を行う。

大宮における浅間大社の創祀については、古代史に係る文献を始め神社の社伝、富士信仰に関わる縁起等からその検討が行われてきたが、明確な見解は示されていない。浅間大社の大宮司の富士氏の系

図からは、系図の信憑性自体の真偽に着目する段階で、系譜から想定される神社の所在を言及するまでに至るものではない(植松 2022)。

しかし、浅間大社以外でもその神官の居住域と目される大宮城跡の下層遺跡や牛ヶ沢遺跡、村山浅間神社遺跡の登場が同時期であることは、奈良時代後半以降遺跡の分布が明らかでなかった地域において、その新たな地域開発が、富士郡の中枢の拡散を促すものとなり、湧玉池周辺に富士山信仰に関わる信仰施設が移動したことを顕在化するのである。

これまで、浅間大社の祭祀は、律令体制下富士郡衙で執行され、平安時代に大宮の地に移されたことは、近年の富士郡衙域及び浅間

大社における発掘調査により明らかになっており、富士山西南麓における浅間信仰に関わる歴史観を大きく変えてきた。その中で、その遷宮に対して864年の貞観の噴火が契機となり、実施されたとする見解を示してきた(渡井 2017)。しかし、数次の発掘調査成果によれば9世紀まで遡る資料の抽出は難しいのが現状となっている。今回の調査成果は、それを更に明らかにするもので、10世紀前半がひとつの定点となり大きく信仰領域の変化と信仰儀礼の再編が行われたことが指摘されることになる。『扶養略記』延喜二年(902)九月二十六日条「駿河国、言 上富士郡官舎為群盗 被 焼亡 之由」の記事は、その機能の程度は別として郡衙の従来の場所での存在が窺われものとして、それ以降の再編として考えたい。

そして、10世紀後半とされる平兼盛が湧玉池を詠んだとされる和歌のころは、やはり現在の大宮の地に信仰に関わる浅間大社があったものと考えられる。『左経記』寛仁元年(1017)十月二日丁卯条にある「大祓が行われ、駿河国浅間社に奉幣ならびに神宝を寄せる」とする記事は、浅間大社の祭祀の様子を伝えるが、同時期の土器が今回の調査で出土しており、遺跡としての継続性が指摘されるようになっている。

平安時代においては、10世紀前半からの出土品が確認されているわけであるが、その出土地点は、限定的で現在の拝殿東側に集中する傾向にある。江戸時代

の社殿造営において大掛かりな造成が実施されており、原位置の確定は難しいが、その分布範囲は限定的で、湧玉池西岸の万野溶岩流が形成した丘陵裾部の微高地にあたる現在の本殿周辺になると想定される。

6. まとめ

史実を伝える文献から分かる浅間大社の歴史は限られており、古代の浅間信仰が如何に執行されていたのか、具体的に明らかにされていない。近年の考古学的な調査によりその一旦が徐々に解明されつつある。発掘された出土品をとおして、現在の大宮における祭祀執行の年代について検討してみたが、それは相対的な年代ではあるものの、10 世紀の前半代に求められるのではないかと考える。

やはり延長五年(927)「延喜式神名帳」(「延喜式 卷九 神名上」)の「富士郡三座小座 倭文神社 浅間神社 富知神社」の記述は、この頃の浅間大社に関わることとなろう。そこには倭文神社、富知神社の祭祀も明らかにしている。いずれの名を残す神社が大宮に関わる地で祀られていることは、極めて示唆的であると言える。また、神社の社格の昇格が噴火と同調しないこと

は既に指摘されるようになっているが、『日本三代実録』にある貞観の大噴火による北麓における浅間神社の創建のように浅間信仰自体の変化があったことは、想定される。『日本略記』に記された承平七年(937)の富士山噴火での信仰関連施設の整備が一連の遷宮関連事業に関わった可能性はなかったのであろうか。噴火の規模とともに関連する気候変動の状況など検討課題となる。

現在の浅間信仰は、湧玉池の辺における祭祀を前提として成立するものであり、その景観にひとつの要因が求められる。そこから山宮浅間神社が成立し、村山浅間神社の登場に繋がり、古代からの浅間信仰は人穴で完結し今の多様な富士山信仰となっていくことになる。

<文献>

- 植松章八 2022「駿河国富士浅間神社大宮司富士氏の律令期系図－富士山本宮浅間神社研究ノート－」富士学研究 vol.17No.2
渡井英誉 2017「富士山信仰の原風景」富士学研究 vol.14No.1

部活動地域移行と静岡県の地域スポーツ

加藤幸真（日本大学スポーツ科学部）

1. はじめに

令和5年度より運動部活動の地域移行が本格的に開始された。対象となるのは中学校の運動部活動における土日の活動である。移行期間は令和5年度から令和7年度までの3年間とされ、現在、各自治体にて地域移行が進められている。

地域移行において受け皿として期待されるクラブが、総合型地域スポーツクラブである。

総合型地域スポーツクラブは1995年から育成が始まり、2023年7月時点で日本全国に3,551クラブが育成中である。富士山麓の山梨県および静岡県においても総合型地域スポーツクラブは多く育成されている。加藤（2020）では山梨県の総合型地域スポーツクラブについての現状をまとめた。その後、加藤（2024）において静岡県の総合型地域スポーツクラブの現状が報告されている。

そこで本発表では、静岡県の総合型地域スポーツクラブについて部活動地域移行との関連に焦点を当て、現在の課題と解決策の提言を行うものとする。

2. 方法

厚生労働省やスポーツ庁、静岡県が発表している資料を基に二次分析を実施する。また関係部署への聞き取り調査も行い、それらを分析した。

3. 研究対象地と選定理由

「健康寿命の令和元年値」によると、男性の健康寿命における2019年の都道府県ランキングで静岡県は5位、女性の健康寿命における都道府県ランキングにおいても静岡県は5位とそれぞれが上位に位置している。また過去のランキングを見ても男性は常に上位に位置し、女性も4回中3回も10位以内に位置している。

このことから、静岡県においても地域スポーツの推進制度である総合型地域スポーツクラブの現状を調査することは、今後の日本における地域スポーツ推進の基礎資料となりうると考え、研究対象地として静岡県を選定することとした。

4. 結果と考察

静岡県の総合型地域スポーツクラブを管轄する組織は、静岡県広域スポーツセンターである。同セ

ンターは、クラブ数増加のために数々の事業を実施している。

このように行政が積極的に支援することは、新たにクラブが育成されることに繋がると考える。現在、静岡県内全市町村に総合型地域スポーツクラブが育成されていない状況であるが、これらの取り組みによりクラブ数が増加すれば、全市町村でのクラブ育成が現実味を帯びてくるだろう。

5. まとめ

静岡県には、2023年3月の時点で22の総合型地域スポーツクラブが育成中である。その大半は市部にて活動している。これは全国や隣県である山梨県とも同様の傾向である。そのことから町村部におけるスポーツ参加機会の向上が課題の一つと言える。

静岡県広域スポーツセンターは、独自の事業を展開している。事業内容は育成支援、周知・啓発など多岐に渡っており、それらによりクラブ数が増加することが期待される。

<参考文献>

加藤幸真・上原優香・加藤秀治・中岡裕章(2020)：山梨県における総合型地域スポーツクラブの育成状況とその特性. 富士学研究, 16(1), 1-6.

加藤幸真(2024)：静岡県における地域スポーツクラブの育成状況とその特性. 富士学研究, 19巻2号
厚生労働省第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会(2022)：健康寿命の令和元年値

<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000872952.pdf> [最終閲覧日：2024年4月30日]

静岡県広域スポーツセンター(2023)：静岡県総合型地域スポーツクラブ情報誌（令和4年度版）

<https://www.shizuokaken-sports.com/wp-content/uploads/2023/10/Magazine2023.pdf>
[最終閲覧日：2024年4月30日]

スポーツ庁(2023)：令和4年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査.

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1412250_00012.htm
[最終閲覧日：2024年4月30日]

2024 年度富士学会春季学術大会 研究発表要旨

2024 年（令和 6 年）6 月 30 日 発行

編集・発行：富士学会

〒418-0061

静岡県富士宮市北町 19-23

TEL：080-8889-3724

Mail：office@fujiology.jp

URL：http://www.fujiology.jp